

前橋市公園条例の改正について

令和 6 年 5 月 8 日 提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市公園条例の一部を改正する条例

前橋市公園条例（昭和 3 9 年前橋市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。
第 1 0 条の 2 第 1 項第 4 号を次のように改める。

（4）前橋公園の各公園施設（前橋市中央児童遊園及び臨江閣を除く。以下「前橋公園の各公園施設」という。）

第 1 0 条の 2 第 5 項中「における第 7 条」を「における第 4 条、第 7 条」に、「指定管理者は」と、第 7 条及び」を「指定管理者は」と、第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「公園」とあるのは「指定管理者が管理する公園施設（前橋公園の各公園施設に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第 4 項及び第 5 項、第 7 条並びに」に、「有料公園施設のうち指定管理者が管理する公園施設」と、」を「有料公園施設のうち指定管理者が管理する公園施設」と、第 4 条第 1 項各号列記以外の部分、第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条第 2 項中」に、「第 8 条第 2 項の許可」を「第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可（前橋公園の各公園施設において当該指定管理者が行った許可に限る。）又は第 8 条第 2 項の許可」に改める。

第 1 0 条の 3 第 1 項中「別表第 3」を「別表第 1 前橋公園の項、別表第 3 又は別表第 4 第 4 条第 1 項に規定する行為をする場合の項」に、「荻窪公園の温水利用健康づくり施設の利用に係る料金（以下」を「それぞれ前橋公園の日本庭園和室若しくは野外ステージ若しくは荻窪公園の温水利用健康づくり施設の利用に係る料金又は前橋公園の各公園施設における第 4 条第 1 項に規定する行為（同条第 3 項の規定により許可を受けた事項を変更する場合を含む。）に係る料金（以下これらを）」に改め、同条第 3 項中「荻窪公園の温水利用健康づくり施設」を「前橋公園の日本庭園和室若しくは野外ステージ又は荻窪公園の温水利用健康づくり施設」に、「第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 条中「使用料」とあり、並びに」を「第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 1 3 条第 2 項中「別表第 4 に掲げる区分に応じ同表に定める額の使用料」とあるのは「利用料金（同条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けようとする場合に限る。））」と」に、「「利用料金」を「荻窪公園の温水利

用健康づくり施設の利用に係る利用料金」に改める。

別表第2の2の2の項の表中「5,650円」を「10,260円」に、「1,880円」を「3,420円」に、「2,820円」を「5,130円」に、「940円」を「1,710円」に改める。

別表第4備考中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 公園を占用する場合（使用の態様を勘案して市長が定める額とする場合を除く。）における使用料の額は、この表の定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4備考の改正規定 令和6年6月1日

(2) 別表第2の2の2の項の表の改正規定 令和6年7月1日

2 前項第1号に規定する規定の施行の際現に公園の占用の許可を得、かつ、当該許可に係る使用料の納付がなされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。